平成 24 年 5 月 10 日

各　位

会 社 名　　日本テレビ放送網株式会社
代表者名　　代表取締役 社長執行役員　大久保好男
（コード：９４０４、東証第一部）
問合せ先　　総務局総合広報部長　智片健二
（TEL. ０３－６２１５－１１１１）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 79 期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

当社は、本日付「日本テレビ放送網株式会社、株式会社ＢＳ日本及び株式会社シーエス日本の認定放送持株会社体制への移行に関する統合契約、吸収分割契約及び株式交換契約の締結についてのお知らせ」において公表しましたとおり、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）を効力発生日として、(i)会社法第 757 条に基づき、当社を分割会社とし、当社の 100%子会社である「日本テレビ分割準備株式会社」を承継会社として、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を「日本テレビ分割準備株式会社」に承継させる吸収分割を行うとともに、(ii)会社法第 767 条に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ＢＳ日本及び株式会社シーエス日本の２社を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、認定放送持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、当社は、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）付をもって、定款第 1 条及び第 2 条に定める商号及び目的の変更を行い、あわせて株主総会の招集を機動的に行うために定款第 16 条（招集者）の変更その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます）を得て、上記吸収分割及び株式交換の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものとします。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分が変更箇所となります）

現行定款	変更後
第１条（商　　号） 当会社は、日本テレビ放送網株式会社と称し、その英文はNippon Television Network Corporationとする。	第１条（商　　号） 当会社は、日本テレビホールディングス株式会社と称し、その英文はNippon Television Holdings, Inc.とする。
第２条（目　　的） 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 1.放送法による基幹放送事業及び一般放送事業 2.放送番組の企画、製作及び販売 3.放送関連技術の開発、指導及び販売 4.電気通信事業法による電気通信事業 5.電子計算機及び情報通信機器並びにその利用技術の開発、指導及び販売 6.各種情報の収集、処理及び情報提供サービスに関する業務 7.映画の企画、製作、購入、販売、興行、配給及び輸出入 8.芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等催物の企画、制作、興行、仲介及び放送事業に関係ある教育・厚生・文化事業の経営 9.映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、製作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信サービスの提供 10.著作権、著作隣接権、工業所有権及び商品化権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾その他管理業務 11.レコード・映像ライブラリーの運営及び管理 12.コンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売 13.放送・通信に関する顧客の開拓・管理及び市場調査の情報分析・販売 14.放送・通信を利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画 15.放送・通信を利用したクーポンの販売業務及び取次業務 16.放送・通信を利用した演芸、演劇、映画、その他各種のチケットの販売業務及び取次業務 17.出版物の企画、発行及び販売 18.キャラクター商品（著作物・標章及び個性的な	第２条（目　　的） 当会社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （削除）

名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、製造委託、販売及び斡旋 19. 飲食物、日用品雑貨、生花、スポーツ用品、衣類、寝具、玩具、文具、美術品、貴金属、時計、家庭用電気製品、自動車、家具、ゲーム機及びゲーム用ソフトウェア等の販売及び斡旋 20. 放送、通信、新聞及び雑誌等の広告代理業 21. 広告物及び商品デザインの企画及び制作 22. 放送番組及び映画に関わるセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画・制作 23. 録音・録画スタジオの運用及び管理 24. スポーツ施設、音楽・映画等の興行場、美術館、展示会場及び駐車場の経営 25. 歌手、タレント及び俳優の発掘及び育成に関する業務 26. 不動産及び放送・通信業務に係る設備・機器の賃貸及び使用権の設定 27. ビルメンテナンス業務 28. 飲食店並びに第 18 号及び第 19 号に定める商品の販売店の経営 29. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 30. 労働者派遣事業 31. 前各号に関連する一切の業務	（削除）
（新設）	1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業 2. メディア事業 3. 放送番組、映画、映像・音声・文字等によるソフトウェアの企画、製作、売買、賃貸、興行、配給、輸出入及び斡旋等に関する業務 4. 放送・情報通信機器、電子機器及びこれらの利用技術並びに放送関連技術の開発、売買、賃貸、輸出入及び指導等に関する業務 5. 放送・通信業務に関する施設、設備、機器類等の管理、運営、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務 6. 放送番組及び映画のセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務 7. 放送・通信に関する顧客の開拓及び管理並びに市場調査等のマーケティングサービスの提供等に関する業務 8. 放送・通信を利用した通信販売の企画、運営及び斡旋等に関する業務 9. 電気通信事業法による電気通信事業 10. 出版物の企画、発行及び売買等に関する業務 11. 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権、商

（新設）	品化権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾、管理、処分等に関する業務 12. 情報の収集、処理、売買及び提供等に関する業務 13. 放送事業に関連する教育・厚生・文化事業の運営等に関する業務 14. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等のイベントの企画、制作及び興行等に関する業務 15. 録音・録画スタジオ、ライブラリー、スポーツ施設、音楽・映画等の興行場、美術館、展示会場その他イベント関連施設、飲食店及び駐車場の運営等に関する業務 16. キャラクター商品、飲食物、雑貨、衣料品、家具、美術品、貴金属、機械類、生花、チケット、クーポンその他の物品の企画、製造、売買、提供、賃貸、輸出入、取次及び斡旋等に関する業務 17. 歌手、タレント及び俳優の発掘及び育成等に関する業務 18. 広告代理業並びに広告物及び商品デザインの企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務 19. 不動産の売買、賃貸、管理及び保守等に関する業務 20. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 21. 労働者派遣事業 22. 前各号に附帯または関連する一切の業務 ② 当会社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。
第16条（招 集 者） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。 ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の代表取締役がこれを招集する。	第16条（招 集 者） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。 ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれを招集する。
第35条（補欠監査役） 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第35条（補欠監査役） 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　第 1 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ④　第 1 項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。	③　第 1 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ④　第 1 項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）（予定）

定款変更の効力発生日　　平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）（予定）

（注）なお、当社は、平成 24 年 3 月 29 日付「株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）（予定）をもって当社の普通株式を 1 株につき 10 株の割合で分割するとともに、当社普通株式に係る単元株式数を 10 株から 100 株に変更することとしています。これに伴い、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）（予定）をもって、当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数は 1 億株から 10 億株に、第 7 条に定める単元株式数は 10 株から 100 株にそれぞれ変更されることとなります。

以上